

令和5年5月19日

文教経済常任委員協議会会議概要

委員長 工藤 健

副委員長 万徳 なお子

1 開催日時 令和5年5月19日（金曜日）午前10時59分～午前11時36分

2 開催場所 第1・第2委員会室

3 報告事項

- (1) 青森市民憲章について
- (2) 東北絆まつり 2023 青森について
- (3) 青森市スポーツ広場の利用開始について
- (4) 損害賠償等請求事件の判決について

○出席委員

委員長	工藤 健	委員	柿崎 孝治
副委員長	万徳 なお子	委員	山本 武朝
委員	相馬 純子	委員	小倉 尚裕
委員	小熊 ひと美	委員	奈良岡 隆

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

教育長	工藤 裕司	市民部次長	木村 久美子
市民部長	佐藤 秀彦	経済部次長	船橋 正明
経済部長	赤坂 寛	教育委員会事務局教育次長	武井 秀雄
経済部理事	横内 信満	市民協働推進課長	小倉 信三
農林水産部長	大久保 文人	教育委員会事務局総務課長	金澤 敦
教育委員会事務局教育部長	小野 正貴	関係課長等	
農業委員会事務局長	小笠原 訓史		

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査	木村 結衣	議事調査課主査	北山 賢臣
議事調査課主幹	風 晴英 樹		

○工藤健委員長 それでは、ただいまから、文教経済常任委員協議会を開会いたします。

案件に入る前に、私から報告いたします。

本委員会に所属しておりました木戸喜美男委員から、4月28日付で、議長に対しまして、民生環境常任委員会への所属変更の申出がありました。同日付で変更されましたので報告いたします。

また、総務企画常任委員会に所属しておりました奈良岡隆委員から、4月28日付で、議長に対し、本委員会への所属変更の申出があり、同日付で変更されましたので報告いたします。

それでは、本日の案件に入ります。

この際、私から申し上げますが、委員の皆様及び理事者側とも、質疑は簡潔にお願いいたします。

また、質疑に当たっては、本委員会が所管している部局に限り、お願いいたします。

では、初めに、「青森市民憲章について」報告を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 市民部長の佐藤でございます。皆さんおはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

それでは、ただいま委員長からお求めがありました青森市民憲章について御報告・御説明させていただきます。

配付資料を御覧ください。

初めに、「概要」についてでありますけれども、青森市民憲章というのは、「郷土あおもりを心から愛し、夢と希望にあふれたしあわせなまち」とするため、合併後の平成17年4月27日に制定されたものであります。

次の項ですけれども、「普及・啓発に係る市の取組」についてであります。

まず、①について、本市のまちづくりの最上位指針である青森市総合計画において、青森市民憲章の趣旨をまちづくりの重要な理念・視点として、あらゆる施策の推進に当たって尊重することとされております。そのほか、普及・啓発につきましては、市有施設等での石碑や看板の設置、それからパネル等の掲示、また、市でつくっています計画やパンフレット等の印刷物への掲載、イベントの際には、そこでの唱和、それから、市民憲章を推進する市民団体との連携、それから、市ホームページへの掲載等によりまして、全庁的に取り組んでいるという内容であります。

市民憲章の普及・啓発に対する取組については以上となります。

○工藤健委員長 ただいまの報告についての御質疑・御意見はありますか。柿崎委員。

○柿崎孝治委員 柿崎です。質疑いたします。

青森市内の各市民センターでは市民憲章を掲示されていると思いますが、どのような形で掲示されているか、お示してください。

○**工藤健委員長** 教育委員会事務局教育部長。

○**小野正貴教育委員会事務局教育部長** 御質疑にお答えいたします。

教育委員会では、市内に11か所あります全ての市民センターの館内に、A3またはA2サイズの紙に印刷した市民憲章を掲示しております。これに加えまして、東部、横内、油川、古川、沖館、北部の6市民センターの敷地内には、大きさが縦約180センチメートル、横約180センチメートルの市民憲章の看板を設置しているところがあります。

以上です。

○**工藤健委員長** 柿崎委員。

○**柿崎孝治委員** 私の住んでいる地域、油川市民センターに設置している看板は、劣化が進んでいるため、今年度になってから張り替えをしていただきました。大変ありがとうございます。

ほかの市民センターでは、私、確認には行っていませんが、どのようになっているか。劣化が進んでいるようでしたら張り替え等をお願いしたいのですが、このところ、よろしくをお願いします。

○**工藤健委員長** それは要望でよろしいですか。

○**柿崎孝治委員** 現状をお願いします。

○**工藤健委員長** 教育委員会事務局教育部長。

○**小野正貴教育委員会事務局教育部長** 御質疑にお答えいたします。

教育委員会では、柿崎委員からのお話もありましたことから、全ての市民センターの市民憲章につきまして劣化の状況を確認いたしました。一部の市民センターの敷地内に掲示しております市民憲章の看板につきましては、色が薄くなっている部分も確認されましたが、張り替えを要する程度に至ったものは確認されませんでした。

いずれにいたしましても、市民センターに掲示しております市民憲章につきましては、劣化等の状況を確認しながら、必要に応じて張り替えてまいりたいと考えております。

以上です。

○**工藤健委員長** 柿崎委員。

○**柿崎孝治委員** 引き続き、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○**工藤健委員長** ほかにありますか。山本委員。

○**山本武朝委員** 本日の常任委員協議会は報告案件しかないということで、それぞれ報告ですけれども、あえて今、市民憲章の報告をいただいたのは、日頃、こうやって報告してくれないと、なかなか文面も接することができなかつたんですけれども、それを、新年度に当たり、再度、きちっと認識してくださいという意味で報告されたのでしょうか。（「そうです」と呼ぶ者あり）

○**工藤健委員長** 市民部長。

○**佐藤秀彦市民部長** ただいま山本委員からお話ありましたが、市民憲章の掲示等

につきましては、先ほど申し上げましたとおり、市の総合計画の基本的な視点として取り上げていること、それから、各施設で普及啓発のために掲示しているとか、印刷物に書いているというのは先ほど申し上げたとおりなのですが、歴史あるこの市民憲章を、現在も継続してこういう普及・啓発に努めているという現状を、この機会にお伝えさせていただいたものであります。

○工藤健委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 なければ、質疑はこれにて終了します。

次に、「東北絆まつり 2023 青森について」報告を求めます。経済部理事。

○横内信満経済部理事 東北絆まつり 2023 青森の開催概要につきまして御報告をいたします。

いよいよ東北絆まつりの開催まで1か月を切りましたので、最新の情報を含め、概要を御説明いたします。

資料の表面を御覧ください。

開催日は令和5年6月17日土曜日、18日日曜日の2日間、東北を代表する6つの祭りが集結いたします。

裏面を御覧ください。

パレードであります。地図上、緑色で記載しております青い森公園前から橋本交差点先までの約1キロメートルの区間を、大型ねぶた3台を含めた6つの祭りが演舞いたします。

コース上で、赤色線の部分が有料観覧席、青色線の部分が無料観覧スペースとなっており、どちらも平成28年に開催いたしました東北六魂祭と同様のスペースを確保するとともに、六魂祭におきましてコース上に設置されていた柵は、今回設置しないということにしております。

次に、メイン会場となります青い海公園では、6祭りの演舞を披露するステージイベントや、東北6市の観光・物産のPRを行うほか、「グルメ&県内市町村会場」となる八甲田丸周辺では、東北各地のグルメや県内市町村ブースなど、来場された皆様が楽しむことができる場を提供することとしております。

また、新町通りでは新町商店街におきまして、「しんまち『大縁日』通り」と称してグルメや雑貨・小物販売を行うこととなっております。

現在、東北絆まつり公式ホームページをはじめ、「広報あおもり」や市ホームページなどで広報活動を展開しておりますが、来週から、議員の皆様へに配付しておりますチラシや、ポスターを関係各所に配布するとともに、今後、テレビCMや新聞広告、首都圏等のJR駅構内での広報、公式ガイドの配布、そして周辺の町会への周知など、積極的な広報・宣伝活動を展開していくこととしております。

東北絆まつり 2023 青森の開催が、8月の青森ねぶた祭をはじめとした本市への観光誘客につながるよう、関係団体等と連携を図りながら着実に準備を進めてまい

りますので、委員の皆様も、ともに盛り上げていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

報告は以上でございます。

○工藤健委員長 ただいまの報告についての御質疑・御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 なければ、質疑はこれにて終了します。

次に、「青森市スポーツ広場の利用開始について」報告を求めます。経済部理事。

○横内信満経済部理事 青森市スポーツ広場の利用開始について御報告申し上げます。

資料を御覧ください。

初めに、青森市スポーツ広場の施設の概要について御説明いたします。資料の中段です。

青森市スポーツ広場は、青森県が平成 15 年度に整備した横内川多目的遊水地を有効活用し、平成 17 年にオープンした市のスポーツ施設であります。

同遊水地は、堤川下流部の市街地の治水安全度の向上を図る洪水調節施設でありますけれども、その主な機能といたしましては、地図のピンク色の線で囲った遊水地内に貯留した水を標高が低いラグビー場等のエリアに集水し、水門から排出するといった仕組みになっております。また、市では、降雨により施設が冠水した際など、スポーツ広場を早期に市民に利用していただくため、水門付近に設置したポンプにより横内川に直接排水しております。

資料の先頭に戻っていただきまして、令和 2 年、令和 3 年、令和 4 年の冬期間は、市に豪雪災害対策本部が設置されるなど、年間の累計降雪量が概ね 500 センチメートルを超える豪雪の年となりました。

青森市スポーツ広場のオープンに向けた今シーズンの状況についてでありますけれども、3 月から 4 月中旬にかけて、平均気温が平年と比較して高く推移したことなどから、遊水地内の雪解け水が主にサッカー場、多目的グラウンド、ラグビー場用地のエリアに貯留いたしました。4 月下旬から、横内川の水位低下を受け、県による水門からの排水と、市が設置しているポンプによる継続的な排水によりまして、例年どおり、青森市都市公園条例施行規則で定める使用開始期間であります 5 月 1 日にオープンすることができました。

なお、遊水地内の水を横内川に排水する水門の開閉を担っております青森県によりますと、山の雪解けが急速に進んだ影響によりまして、横内川の水位が高い状況が続きましたことから、遊水地内に貯留した水を 4 月中旬頃まで、水門を開けて排出することができなかつたとのことであります。

報告は以上でございます。

○工藤健委員長 では、ただいまの報告についての御質疑・御意見はありますか。相馬委員。

○相馬純子委員 排水ポンプの状況について伺いたいと思うんですけども、排水ポンプが2か所あって、1か所が壊れているというのを聞いたんですけども、その状況についてお知らせください。

○工藤健委員長 経済部理事。

○横内信満経済部理事 排水ポンプでありますけれども、青森市では、排水ポンプを2台設置しております。地図上の左下の部分の黄色いマーカーしている部分がありますが、ここに、1か所に2台並んで設置されております。

それで、稼働の際は、それぞれの負荷軽減を考慮して自動で交互運転する仕組みになっています。いわゆる、常に1台が稼働しているというような、そういうような状況になっております。

そして、その排水ポンプの状況といたしましては、毎年7月と10月に2回、定期点検を行っております。昨年10月には点検で異常がなかったんですが、3月下旬に1台のポンプが異常というふうに確認されましたので、残りの1台のポンプで通常どおり、毎分8立米、1日にして1万トンの水を横内川に放出しているということになります。そういった状況で通常どおり排出していますので、私も現場に行ってみてきましたけれども、通常どおり問題なく排水されておりましたので、ポンプの故障が今般の要因ではないものと考えております。

なお、故障した排水ポンプについては、確認した時点ですぐに事業者にお話をしておりますので、今後、適切に対応してまいります。

以上です。

○工藤健委員長 相馬委員。

○相馬純子委員 壊れたポンプは、直ったという認識でよろしいんですか。

○工藤健委員長 経済部理事。

○横内信満経済部理事 壊れたポンプにつきましては、今ほど申し上げましたように、事業者には直してくださいというふうに今オファーをしているんですけども、向こうの、何ていうんでしょうか、仕事の状況もありますので、事業者の状況を見て、今後修理をしていくということになります。

以上です。

○工藤健委員長 相馬委員。

○相馬純子委員 はい、分かりました。

市民の方から声が寄せられていて、ずっと長い年月このスポーツ広場を利用されている方ということだったんですけども、以前はこのような冠水の状況になることはなかったと。最近、ここ数年、冠水する状況になったので、雪解けの状況も、いろいろな要因が重なったと思うけれども、このような事態にならないように対応してほしいという声を受けていますので、難しいところではあるかと思いますが、この豪雪地帯の青森市ですので、今後こういう状況にならないように工夫して取り組んでいただければなというふうに思います。

それで、冠水したところ、ポンプがあるところなんですけれども、ベンチなどあって市民の皆さんが憩う場になっています。冠水して泥をかぶった後、その泥が乾いた状況になっていて、清掃の依頼をして、草刈り等、清掃はされたみたいなんですけれども、この間行ってみたら、ベンチがやっぱり泥をかぶっていて座れる状況じゃなかったです。それで、様々きれいに清掃するのも難しいかと思えますけれども、ポンプの修理と同時に、憩いの場を市民の皆さんがきちんと使えるような清掃もお願いして質疑を終わります。

○工藤健委員長 ほかに発言はありますか。奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 すみません。このスポーツ広場のぐりと回るところがウォーキング、ジョギングコースになっていると思うんですけれども、随分、ちょっと、荒れが目立つようになったんですが、修繕計画とかはあるのでしょうか。

○工藤健委員長 経済部理事。

○横内信満経済部理事 ウォーキングコース、ランニングコースの計画というお話であります。

具体的に、ここのところを何年に修繕するという計画は持っておりませんが、毎年、雪解け後に、状況を見極めまして、優先度を踏まえて適切に対応していくということであります。

以上でございます。

○工藤健委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 その都度、少しずつ修繕したほうがいいと思うんですよ。そうでなければ、大規模に張り替えとかになっちゃうと大変なので、そのところ管理者にお願いして、小まめに修繕してもらったほうがいいと思うので、お願いしてもらえればと思います。

それから、地図でいくと右側のほうの南側に、縄文の湿原があると思うんですけれども、あれはどこで管理されているんですか。

○工藤健委員長 教育委員会かな。どうでしょう。経済部理事。

○横内信満経済部理事 すみません、今ちょっとにわかには分かりませんので、わくわく広場とか、あっちのほうは、都市整備部公園河川課で管理しているんですけれども、その情報は今ちょっと分かりませんので、後ほど御回答させていただきたいと思います。

○工藤健委員長 よろしいですか。奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 あれは市で管理しているんですけど。それこそ縄文時代の様相を残すというふうにして管理しているんですけれども、あそこ、歩く散策道があるんですけれども、どうしても人が入ると、いろんな現代の植物とかも入るので、ちょっと気になったところがあったので、今どこで管理しているのかなということでお聞きしたんですが。せっかくの、それこそ子どもたちにとっていい学習の場にもなるようなところだと思うので、きちんと管理して、その様相を残してもらおうように、現代

のタンポポとか何とかいっばいあそこに生えていると、あまりよろしくないと思うので、そこのところをお願いしたいと思います。

○**工藤健委員長** よろしいですか。ほかに御意見ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤健委員長** なければ、質疑はこれにて終了します。

次に、「損害賠償等請求事件の判決について」報告を求めます。教育委員会事務局 教育部長。

○**小野正貴教育委員会事務局教育部長** 損害賠償等請求事件の判決について御報告申し上げます。

配付資料を御覧ください。

初めに、「1 訴訟の概要」についてであります。平成31年3月23日に原告の青森市職員1名が、青森市を被告として損害賠償等を請求する旨の訴状の送達がありました。

訴えの内容につきましては、平成26年1月13日午後9時30分頃に、教育委員会事務局に在籍しておりました原告が、執務中に気分が悪くなり倒れ、病院に搬送され入院となったことで、平成29年3月23日に公務災害の認定を受けたこと等に関するものであり、1つには、長時間の時間外労働をさせたことを内容といたします安全配慮義務違反に基づく債務不履行責任、2つには、公務災害の申請及び認定を阻害したことを内容とする安全配慮義務違反に基づく債務不履行責任、3つには、公務災害認定後の手続を懈怠したことを内容とする安全配慮義務違反に基づく債務不履行責任、4つには、主事補として採用以来、職位を不当に低く扱ったことを内容とする地方公務員法第14条及び第23条に違反する債務不履行責任並びに職名の訂正及び地位の確認を請求の原因とし、1060万円の損害賠償を求めるものであります。

次に、「2 第一審青森地方裁判所判決の概要」についてであります。令和4年9月27日に、青森地方裁判所より判決の言い渡しがあり、その内容につきまして、1つ目の訴えに対しましては、長時間の時間外勤務に係る安全配慮義務違反が認められ、原告が負った精神疾患の内容や通院治療に要した期間などの事情を踏まえると、原告が被告の安全配慮義務違反によって被った精神的苦痛に対する慰謝料として100万円と認めるのが相当であること。2つ目の訴えに対しましては、被告が原告の本件災害に係る公務災害認定を妨害する目的を有して、公務災害認定請求書の内容を改ざんしたとまで認めるには足りないことから、原告の主張を採用できないこと。3つ目の訴えに対しましては、安全配慮義務違反は、地方公共団体または上司の指示の下に遂行する公務の管理に当たって、公務員の生命及び健康と危険から保護するよう配慮すべき義務であり、被告の対応自体は、本来、安全配慮義務違反が問題となる場面ではないため、原告の主張自体が失当であり、原告の主張を採用できないこと。4つ目の訴えに対しては、旧浪岡町が原告のために学芸員の職名を

新設することは信じがたく、陳述書の記述ないし供述を信用することはできないため、原告の主張を採用できないこと。また、職名の訂正を求める訴えにつきましては、職名を適切に改めていくよう求める部分が被告である青森市に判断を委ねるので、給付内容として一義的でなく、訴えとして不特定であり、法的地位の確認の訴えも同様に訴えとして不特定であることから、これらの訴えは不適法であること。また、訴訟費用はこれを10分し、その9を原告の負担、その余を被告が負担することという内容でありました。

次に、2ページの「3 原告の控訴と控訴審判決の概要」についてであります。原告は第一審判決に不服があるものとして、令和4年10月3日に仙台高等裁判所へ控訴申立てをいたしましたことから、市では、弁護士と相談しながら控訴審へ対応してきたところであります。

去る4月20日に、仙台高等裁判所より判決の言い渡しがあり、その内容につきましては、1つに、控訴理由はいずれも採用できず、原判決の判断は相当であること。2つに、職名の訂正及び地位の確認の訴えについては、原判決のとおり職名を適切に改めていくよう求める部分が被告である青森市に判断を委ねるものであり、給付内容として一義的でなく、訴えとして不特定であることから不適法であり、却下すべきものであること。3つに、損害賠償請求につきましては、原判決の認定判断のとおり、控訴人の損害賠償請求は原判決が認容した100万円の慰謝料とこれに対する遅延損害金の支払を求める限度で理由があること。4つに、旧浪岡町が原告のために職名を新設してまで控訴人を特別に優遇する理由があったとは、控訴人の主張を検討しても見当たらないこととの理由から、本控訴は棄却とされたところであります。

最高裁判所への上告期間は、第二審判決正本が送達された日の翌日から起算して2週間となっておりますが、控訴人が上告せず、当該期間が経過いたしましたことから、判決が確定したものであります。

このことによりまして、本市が負担する賠償金等につきましては、賠償金として100万円、遅延損害金として、平成31年3月24日から賠償金の支払済まで年5分の割合による額、第一審の訴訟費用として、これを10分し、その9を原告が負担することから、その余の額を本市が負担するものであります。

説明は以上でございます。

○工藤健委員長 ただいまの報告について、御質疑・御意見等はありませんか。小倉委員。

○小倉尚裕委員 「2 第一審青森地方裁判所判決の概要」、旧浪岡町職員の方の判決の部分です。

私も、この当時、議員でいましたので、例えば、この学芸員というふうになったときに、当然、その対象になるのは中世の館、これは当然、当時、直営でやっていたので、その、例えば、採用に当たっての部分で、当時の阿部町長であり、

田中助役であり、蝦名教育長であり、このような方が果たして、この控訴するに当たったの内容、このような身分等を保障していたのか。この3名の方は、皆さんもうお亡くなりになっていて、これを確認するというのは不可能であるという点があります。

今、この文教経済常任委員協議会の中で、果たして、この当時のお話を知っているというのは、地域づくり推進課の鳥谷部課長が浪岡出身の課長であり、でも、果たしてこのようなものがあったのかというふうに考えれば、私もこの棄却という判断というのは、やはり妥当なのかと。

確かに、判決の内容の中で、精神的苦痛に対する慰謝料として100万円を認めるというのが相当である、このような判決がある中で、被告が、やはりそれ以上のものを控訴したという中で、判断は棄却という部分です。この部分の、部分で、やはり私は、この今回の判決等を思う中で、思うのは、この旧浪岡町と青森市の合併の中において、やはり、職員の給与、そして退職金、また、年金等を含めた身分の差というのが、合併をして18年たっていますが、これが解消されていない。この点の、まだ格差というのが、現状変わらずに来ていて、だんだんこれを議論する場もなくなっているのではないか。これを、改めて今回のこの判決の確定という文面を見て思いました。

何分、この判決の確定をした、そして賠償金、そしてまた控訴費用をこのように10分割をして、そして原告がその9、そして1を青森市が負担をする、こういうふうに決定をしたということ踏まえて、なかなかこの職員の身分において、例えば、質疑をしても答える方がこの場にはおりませんので、これはまた改めてその場をつくっていきたくは思っていますが、今回のこの判決というふうな文面を見る中で、私が、改めて、この部分というのが、やはり解決をされていない、そういうふうな思いを思いました。これは私の意見です。

以上です。

○工藤健委員長 ほかに御意見ありますか。相馬委員。

○相馬純子委員 長時間の時間外労働で、結論的にこういう形になったのは非常に残念だなと思うんですけども、このようなことが二度とないように、市の職員の皆さんの勤務状況の把握ですけれども、この当時、どういう形だったのか。それで、今現在、勤務状況の把握はどのようにされているのかお知らせください。

○工藤健委員長 よろしいですか。教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 市全体ということで、私のほうからはちょっと、そこについてはお答えできないんですけども、今回の裁判を受けまして、教育委員会ですけれども、原告に対する長時間の時間外勤務に係る本市の安全配慮義務違反が認められたところでもありますので、このことにつきまして、職員に対する労務管理において至らない点があったものであります。そのため、今後このような案件が発生しないよう、教育委員会事務局内において、管理監督者

に対して、労務管理の徹底について再度周知したところであります。その上で、特定の職員に業務が偏らないよう、例えば、時間外勤務の実態等の決裁が回ってきますので、その場で確認して、状況を、業務が偏っていないかどうか、そういったものも見ながら適切に指導するなどして、常に業務の在り方や進め方を工夫するようにはしてまいりたいと考えているところであります。

以上です。

○**工藤健委員長** 相馬委員。

○**相馬純子委員** 今現在、例えば県立学校だと、何だろう、パソコン上に出勤時間と退勤時間を入力して、それを月に1回管理職に提出して、長時間労働が認められた場合は、その先生の業務を減らすとか面談するとかという措置をしているんですけども、結構前からですけども、そういうことは、市全体は難しいとおっしゃったんですけども、今現在なされてないということですか。

○**工藤健委員長** 教育部長。

○**小野正貴教育委員会事務局教育部長** お答えいたします。

そういうふうなことをきちんとやっている課と、そういうふうなことがやられていない課も出てくると駄目なので、きちんとそういう管理を徹底してくださいということを徹底していきたいなというふうに考えていると。今現在も、やっているところはやっています。その時間外の状況をちゃんと見て、それを踏まえて、その者と面接あるいはチームリーダーと話をしながら業務を調節するなど、やっているところはやっています。だけれども、それがきちんとなされているかというのが、そこも確認しながら、そういうことを徹底したいと考えているところであります。

以上です。

○**工藤健委員長** 相馬委員。

○**相馬純子委員** 徹底してください。よろしくお願いします。

○**工藤健委員長** ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤健委員長** なければ、質疑はこれにて終了します。

そのほか、理事者側から報告事項などありませんか。経済部理事。

○**横内信満経済部理事** すみません。先ほど青森市スポーツ広場の利用開始についての御報告の中で、奈良岡委員からお話のありました、スポーツ広場に隣接いたします縄文の谷跡を含む、埋没林広場と言いますけれども、11.4ヘクタールある広場ではありますが、こちらの管理主体ですけれども、青森県で、詳しくは東青地域県民局地域整備部で管理しておりますが、このことにつきまして、奈良岡委員から先ほどあったお話も含めまして、適切な管理がなされるよう打診するなどして打合せをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○**工藤健委員長** ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤健委員長** なければ、委員の皆さんから御意見等がありますか。万徳委員。

○**万徳なお子委員** 経済部へ、先に決定した物価高騰対策、事業者への周知で、ホームページにアップされているのかどうか、ちょっと見つけられなかったんですけども、教えてください。

○**工藤健委員長** 経済部長。

○**赤坂寛経済部長** ただいま万徳委員のほうからありました御質疑についてでありますけれども、今現在、経済部で、先般、臨時議会で御議決いただいた内容で、各事業者に支援が行くように準備を進めているところであります。

今のところ、あくまで予定でありますけれども、6月から広報を始めたいというふうなことで、今、準備を進めているところであります。いましばらくお待ちいただければと思います。

〔万徳なお子委員「分かりました」と呼ぶ〕

○**工藤健委員長** よろしいですか。ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤健委員長** なければ、以上をもって本日の案件は全て終了いたしました。

これにて本日の協議会を閉会いたします。

(会 議 終 了)